

# みどりの食料システム法に基づく取組

---

# みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための  
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律  
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

## 制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

### みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

### 関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

### 国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

### 基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

### 基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

### 環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画  
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化\*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進\*

\*モデル地区に対する支援措置

### 新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画  
（基盤確立事業実施計画）

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置

# みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○ **令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成**

令和5年度から都道府県による  
**環境負荷低減事業活動に取り組む  
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○ **46道府県で2,241名の農業者を認定**

○ **16道県27市町で特定区域を設定  
初めての特定計画が2県3市で認定**

○ **初めての有機農業を促進するための栽培管理  
協定が茨城県常陸大宮市で締結  
(令和5年12月時点)**

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、  
現場の農業者のニーズも踏まえ、  
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等  
を図る事業者（基盤確立事業実施計画）を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○ **令和4年11月に第1弾認定をした後、  
60の事業者を認定（令和5年12月時点）**

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進  
税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

# 環境負荷低減事業活動の認定の考え方

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

## <基本方針第二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、  
農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

### (1) 農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

### (2) 以下のいずれかに掲げる事業活動であること

#### ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。

#### ②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

#### ③別途、農林水産大臣が定める事業活動

##### 【告示】

- ・ 水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・ 環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・ バイオ炭の農地への施用
- ・ プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する  
施設園芸用ヒートポンプ



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

### (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

# 環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

## 認定スキーム

### 都道府県

〈市町村と共同で基本計画を作成〉

### 認定要件

基本計画に沿ったものであること等

計画認定の  
申請

認定

### 農林漁業者 又は その組織する団体

〔 環境負荷低減事業活動実施計画を作成 〕

#### 【計画記載事項】

- ・目標
- ・実施内容・期間
- ・実施体制
- ・必要な資金 等



省力的な有機栽培を可能とする  
高能率水田用除草機



メタンの排出抑制、  
良質な堆肥生産に資する  
堆肥化処理施設



軽量・小型の  
漁船用低燃費エンジン

## <基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- ・「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- ・実施計画の目標は、基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。
- ・環境負荷低減事業活動の実施期間は、5年間を目途に定めるものとする。

## 支援措置

### 農林漁業者等向け

- **課税の特例（法人税・所得税）**  
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）
- **農業改良金融通法の特例**
  - ・貸付資格認定の**手順のワンストップ化**
  - ・償還期間の**延長**（10年→12年）
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
  - ・貸付資格認定の**手順のワンストップ化**
  - ・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
  - ・日本公庫による**長期低利資金**  
（**畜産経営環境調和推進資金**）の貸付適用
  - 〔 メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する  
堆肥化施設等の整備を支援 〕

### 関連する措置を行う食品事業者向け

- **食品等流通法の特例**
  - ・日本公庫による**長期低利資金**  
（**食品流通改善資金**）の貸付適用
  - 〔 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を  
用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

# みどりの食料システム法に基づく農業者認定の状況

- 令和5年度から各都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。令和5年12月時点で、**46道府県**で**2,241名**の認定が行われ、税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら取組が進められている。
- 取組内容や品目が多様化するとともに、JAなどグループでの取組も広がっている。
- 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

おおやぶ かずあき

## 大藪和晃さん（和歌山）

ミニトマトのハウスからのGHGの排出削減に向け、**農業改良資金の融資を受け、局所加温のための設備等**を導入。

## 筑後久保農園（福岡）

水稲等の栽培において、水田除草機メーカーの商品開発にも協力し、化学農薬・化学肥料不使用栽培に取り組む。**みどり戦略の理念に共感し、認定を取得。**

## よか茄子出荷組合（熊本）

グループに所属する**6名**で、なす栽培において、天敵を活用したIPM技術を導入し、化学農薬の使用低減に取り組む。**今後の販売戦略の一助とするため、認定を取得。**

## JAおきなわ野菜生産部会ピーマン専門部（沖縄）

ピーマン専門部全体で、天敵の活用や太陽熱土壌消毒を行い化学農薬の使用低減に取り組む。**地域ぐるみで環境負荷低減の取組をPRし、他産地と差別化を図る。**

## 越智淳一さん（北海道）

酪農を営む**自社農場から発生する家畜排せつ物由来の堆肥**を活用して、**デントコーンの栽培**における化学肥料の使用低減に取り組む。**将来的な補助事業活用時のメリット措置に期待。**

さきかけ

## 農事組合法人魁（山形）

**そば(160ha)**の栽培において牛ふん堆肥の活用や機械除草によって、化学肥料の使用低減・化学農薬の不使用栽培に取り組む。**集落営農活性化プロジェクト促進事業におけるみどり認定のポイント加算**を活用。

## (株)本原農園（福井）

県の普及センターから勧められ、**みどり認定**を取得し、**産地生産基盤パワーアップ事業等におけるポイント加算**を活用。大豆の栽培を新たにはじめ、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。

## 柳沢農園（長野）

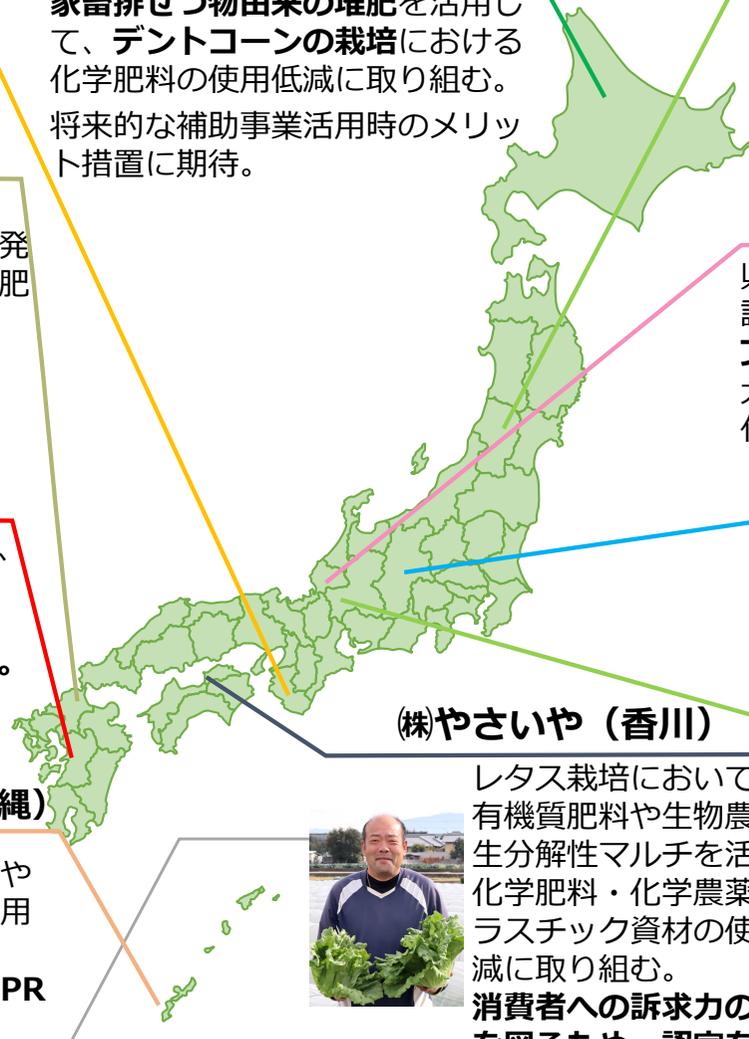
環境負荷低減に取り組む水稲の規模拡大のため、**みどり税制**を活用して、**再生紙マルチ田植機**を導入。みどり税制の活用により、**導入初年度のキャッシュフローが改善**できたことを評価。

## (株)やさいや（香川）

レタス栽培において、有機質肥料や生物農薬、生分解性マルチを活用し、化学肥料・化学農薬・プラスチック資材の使用低減に取り組む。**消費者への訴求力の向上を図るため、認定を取得。**

## (有)JAにしみの興農社（岐阜）

水稲や小麦の栽培において、生分解性プラスチック資材配合肥料を活用し、プラスチック使用量の**2割削減**に取り組む。**みどり交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）**におけるみどり認定のポイント加算を活用。



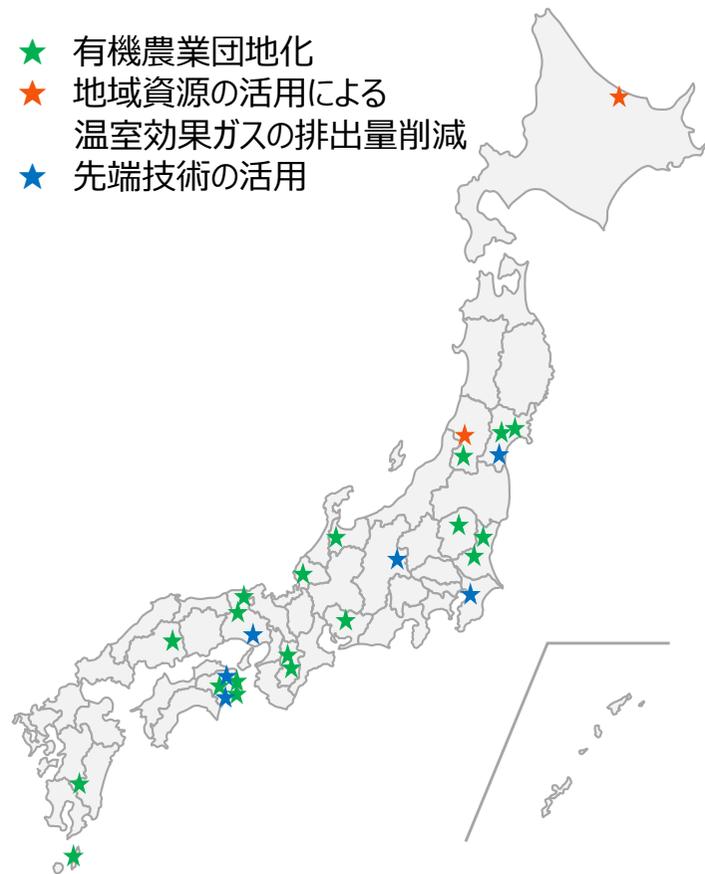
# 特定区域（モデル地区）の設定及び地域ぐるみでの環境負荷低減の取組の進捗

- 基本計画において、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を促進する特定区域は、新たに4道県4市町が追加され、**16道県27市町**で設定。
- **全国で初めて**奈良県宇陀市、次いで徳島県小松島市・阿南市で**特定環境負荷低減事業活動実施計画**を認定。

北海道	湧別町	バイオマスガスプラントの余剰熱の施設園芸への活用
宮城県	山元町	ICT等の活用によるいちご栽培のスマート施設園芸団地の形成
	美里町	有機農業のゾーニングによる有機農業の団地化
	わかや 涌谷町	技術の継承による有機農業の産地形成
山形県	西川町	木質バイオマス発電由来の廃熱、廃CO <sub>2</sub> の施設園芸への活用
	川西町	担い手の確保や技術向上による有機農業の団地化
茨城県	石岡市	地域の担い手育成による有機農業の団地化
	常陸大宮市	技術の向上等による有機野菜及び有機米の生産団地の形成
栃木県	塩谷町	学校・保育園給食への利用や技術の継承による有機農業の団地化
千葉県	千葉市	ICTを活用したイチゴ生産のSDGs型施設園芸の産地育成
富山県	南砺市	水稻の栽培技術の共有等による有機農業の産地形成
福井県	越前市	技術のマニュアル化による大規模有機農業の拡大
長野県	佐久市	認定基盤確立事業と連携したペレット堆肥の活用による資源循環型農業の推進
愛知県	岡崎市	学校給食や企業の食堂への利用促進等による有機農業の団地化

兵庫県	神戸市	家畜由来堆肥、こうべハーベスト（下水処理で回収されたリンを配合）の活用による有機・特別栽培の推進
	豊岡市	「コウナトリ育む農法」無農薬タイプの生産拡大
	養父市	新規就農者の確保、技術伝承による有機農業の面的拡大
奈良県	天理市	放棄茶畑を活用した有機茶の産地形成
	宇陀市	担い手の育成・確保、生産力向上による有機農業の団地化
広島県	じんせきこうげん 神石高原町	土づくりマニュアルの作成等による有機農業の団地化
徳島県	徳島市	農業の局所施用によるレンコン栽培の化学農薬使用低減の推進
	小松島市	学校給食への利用推進等による水稻の有機農業の団地化
	阿南市	地域の関係機関が一体となった水稻の有機農業の団地化
	阿波市	野菜、水稻の有機農業の団地化・ブランド化
	海陽町	化学農薬使用低減に向けたきゅうりの次世代栽培技術の確立
宮崎県	えびの市	遊休農地を活用した有機農業の産地形成
鹿児島県	みなみたね 南種子町	ノウハウの共有等による地域特産品の有機農業の産地形成

- : R5.12月に特定区域を設定
- 【特定計画】** : 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定
- 【有機協定】** : 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の締結



# 特定環境負荷低減事業活動とは

- 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

## □ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第2項第3号）

【定義】 特定区域の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

### 要件

地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、  
生産団地を形成

- 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして**相当程度の事業規模**で取り組むこと
- 生産方法又は流通・販売方法の**共通化**を図ること
- **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）



### 以下の活動類型のいずれかに該当すること

#### 【告示】

- ①**有機農業による生産活動**  
（例：有機農業の団地化）
- ②**廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動**  
（例：工場の廃熱・廃CO<sub>2</sub>を活用した園芸団地の形成）
- ③**環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動**  
（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）



ドローンによる防除の最適化



ドローンのバッテリー充電施設

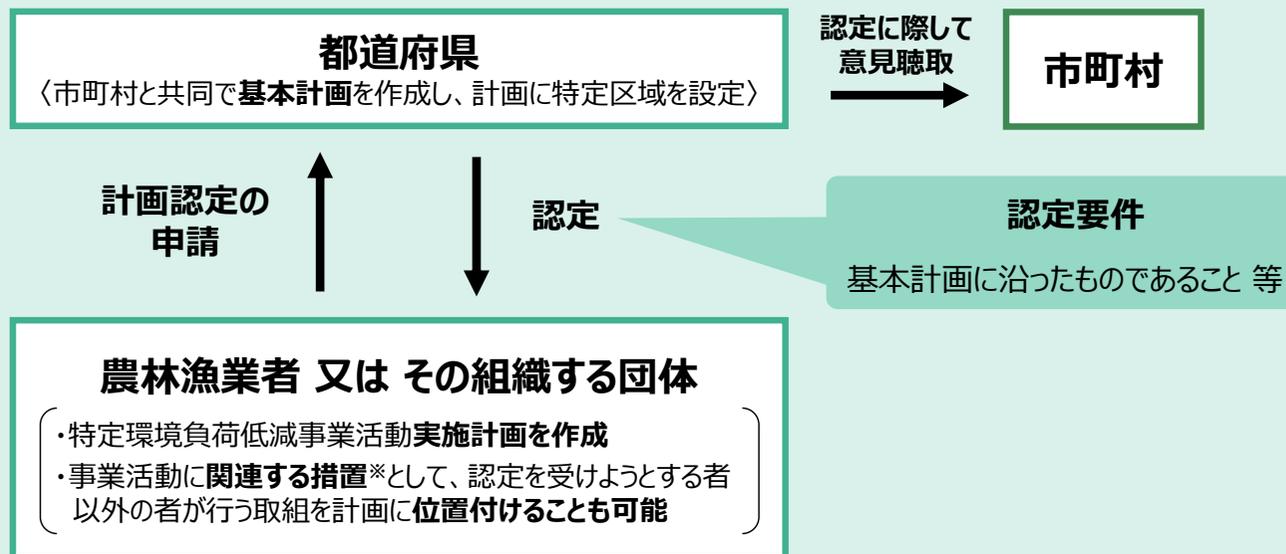
### 地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

- ・ 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- ・ 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまり※があれば、設定が可能です。  
※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

# 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- **特定区域内**で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

## 認定スキーム



※事業活動に**不可欠な資材**（化学肥料に代替する堆肥等）又は**機械類その他の物件の提供**や、事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加工・流通を行う取組



ドローンによる農業散布



バッテリー保管・充電施設



栽培体系の共通化



共同出荷作業

**先端技術の地域ぐるみでの活用**

**有機農業の団地化**

## 支援措置

- **課税の特例（法人税・所得税）**  
特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）
- **農業改良資金通法の特例**
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**  
・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**  
・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
- **食品等流通法の特例**  
・日本公庫による**低利資金**の貸付適用
- **補助金等適正化法の特例**  
・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認**手続のワンストップ化**
- **農地法の特例**  
・農地転用許可の**手続のワンストップ化**
- **酪肉振興法の特例**  
・草地の形質変更の届出の**ワンストップ化**

※認定を受けた者に対する各種予算事業での**メリット措置**を受けられます。

# 特定環境負荷低減事業活動の認定

- 特定区域において、地域ぐるみで有機農業の団地化等に取り組む**特定環境負荷低減事業活動実施計画**を認定。
- **令和5年12月に全国で初めて奈良県の(有)山口農園が、次いでJA東とくしま水稻部会が認定を受け、2県3市で認定（令和5年12月現在）。**

## (有)山口農園（奈良県）

- ・ **奈良県宇陀市の特定区域において、有機JAS認証取得農地の約36%（4.46ha）でほうれん草などの軟弱野菜やハーブ類の有機農業を行う(有)山口農園の特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定（全国初）。**
- ・ (有)山口農園では、有機農業での就農希望者の研修受け入れや、オーガニックビレッジの取組で地方公共団体と連携して規格外の有機農産物を利用した加工品（ペーストやレトルトカレー）の開発等を行い、**地域を巻き込んで有機農業の普及拡大を推進。**
- ・ みどり交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）で省力化や物理的防除に関する現地実証試験に協力し、有機農業の更なる拡大・団地化に取り組む。



有機栽培実践ほ場



有機農産物の規格外品を活用したペースト



有機農産物の規格外品を活用したレトルトカレー

## JA東とくしま水稻部会（徳島県）

- ・ **徳島県小松島市、阿南市の特定区域において、有機農業の団地化に取り組むJA東とくしま水稻部会（45人、37.6ha）の特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定。**
- ・ JA東とくしまでは、生産者、民間企業、行政機関等で構成する「小松島市生物多様性農業推進協議会（H22発足）」の一員として、**栽培技術の普及や独自認証の導入、消費者へのPRイベント開催などの地域ぐるみの取組を推進。**
- ・ 令和4年度からは、みどり交付金（有機農業産地づくり推進）も活用しながら、実証ほ場の設置や人材育成、認証米のブランド化を通じた有利販売などに取り組んでおり、今後さらに水稻を中心とした有機農業の拡大・団地化に取り組む。



有機栽培実践ほ場



栽培研修会



あいさいー楽米  
（独自ブランド）

## 有機農業を促進するための栽培管理協定の締結

- 特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士で**有機農業を促進するための栽培管理に関する協定**を締結することが可能。
- 令和5年12月に**茨城県常陸大宮市**で、**全国で初めて協定が締結**され、地域ぐるみで有機農業の団地化の促進を図る具体的な取組が開始。

### 茨城県常陸大宮市の事例

- ・オーガニックビレッジ宣言をした**茨城県常陸大宮市**の特定区域（鷹巣地区）のうち、主に水稻を栽培している16.3ha（132筆）において、**全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結**。
- ・協定には、有機栽培をする者が病虫害発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。
- ・常陸大宮市は協定の締結を旗印に生産者が有機農業に取り組みやすい地域であることを発信し、**新規就農者の呼び込みと有機米の栽培モデル団地化**を推進。



協定区域（16.3ha）



協定区域で収穫された米

### （参考）有機農業を促進するための栽培管理協定

- ・みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで有機農業に取り組もうとする区域で、「**有機農業に取り組む人**」と「**それ以外の農業に取り組む人**」がお互いに安心して営農できるよう、地域で話し合っ**て営農のルール**を定め、農地の所有者が**市町村長の認可**を得て締結するもの。
- ・本協定は、**土地の所有者が変わった場合にも有効**。